第7期介護保険料の算定について

佐賀中部広域連合 【第7期】第4回策定委員会資料

目 次

		頁
1	第1号被保険者保険料の算定(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	介護保険料に影響する全国的な制度要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	介護保険料に影響する佐賀中部広域連合における施策要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3

1 第1号被保険者保険料の算定

(1)介護保険料の概要

介護保険制度の財源は、公費と保険料となっています。介護給付費の財源は、公費が50%、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料が50%となっています。

地域支援事業費の財源も公費と保険料で賄われていますが、介護予防・日常生活支援総合事業については、介護給付費に準じた財源構成であり、 それ以外の事業では、第2号被保険者負担分に公費が充てられています

この介護給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者の保険料の概略は、次のようになります。

■介護保険料基準額の算定方法の概略

介護保険料基準額の算定は、以下に示すAをBで割って導き出されます。

A: (標準給付費見込額+地域支援事業費) × 第1号被保険者負担割合

B: 第1号被保険者数

- ※ 標準給付費見込額は、総給付費、特定入居者介護サービス費等給付額、高額介護サービス等給付額、算定対象審査支払手数料の合計となります。
- ※ 実際の算定に当たっては、Aの額から調整交付金及び給付費準備基金の額が控除され、収納率が加味されます。

(参考数値)第6期における主要な数値

- ・調整交付金見込割合 約6パーセント (調整交付金=標準給付費見込み額×調整交付金見込交付割合)
- ・給付費準備基金 約9.5億円
- ・予定保険料収納率 98パーセント

(2) 第6期における介護保険料段階

第6期における標準段階(政令で規定する段階)は、第5期までの標準段階が大きく見直されました。

標準段階が6段階から9段階に見直され、本広域連合の保険料段階では、特例第4段階及び第5段階として設定されていた部分が、標準段階に 組み込まれました。

ただし、第5期に設定した上位所得者に対する段階設定については、第6期も継続をしています。

■ 保険料段階の比較(第5期及び第6期)

	第5期事業計画における保険料段階		第6期事業計画における保険料段階		
段階	要件	料率	段階	要件	料率
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税	0.5	第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税及び	0. 5
第2段階	世帯全員非課税・年金+所得が80万円以下	0.5	分 1 权陷	世帯全員非課税・年金+所得が80万円以下	0. 5
特例第3段階	世帯全員非課税で年金+合計所得が120万円以下	0.66	第2段階	世帯全員非課税で年金+合計所得が120万円以下	0. 75
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75	第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75
特例第4段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で年金 +所得が80万円以下	0. 91	第4段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で年金 +所得が80万円以下	0.9
第4段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で上記 を除く	1.0	第5段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で上記 を除く	1.0
第5段階	本人課税所得が125万円未満	1. 16	第6段階	本人課税所得が120万円未満	1.2
第6段階	本人課税所得が125万円以上200万円未満	1. 25	第7段階	本人課税所得が120万円以上190万円未満	1.3
第7段階	大人課税訴得於200天田以上400天田夫港	1 5	第8段階	本人課税所得が190万円以上290万円未満	1.5
第 7 权陷	本人課税所得が200万円以上400万円未満	1. 5	第9段階	本人課税所得が290万円以上400万円未満	1.7
第8段階	本人課税所得が400万円以上600万円未満	1.75	第10段階	本人課税所得が400万円以上600万円未満	1.9
第9段階	本人課税所得が600万円以上	2.0	第11段階	本人課税所得が600万円以上	2. 1

■ 第6期事業計画における保険料段階

段階	要件	率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税及び世帯全員非課税・年金+所得が80万円以下	0.5	2, 635	31, 620
第2段階	世帯全員非課税で年金+所得が120万円以下	0.75	3, 953	47, 436
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75	3, 953	47, 436
第4段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で年金+所得が80万円以下	0.9	4, 743	56, 916
第5段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で上記を除く	1.0	5, 270	63, 240
第6段階	本人課税で所得が120万円未満	1.2	6, 324	75, 888
第7段階	本人課税で所得が120万円以上190万円未満	1. 3	6, 851	82, 212
第8段階	本人課税で所得が190万円以上290万円未満	1.5	7, 905	94, 860
第9段階	本人課税で所得が290万円以上400万円未満	1. 7	8, 959	107, 508
第10段階	本人課税で所得が400万円以上600万円未満	1. 9	10, 013	120, 156
第11段階	本人課税で所得が600万円以上	2. 1	11, 067	132, 804

※公費による保険料軽減の強化

*介護保険法施行令で規定される標準段階とは別に、別枠公費による軽減強化が介護保険法によって規定されています。しかし、消費税 10%への改定による財源を充てる予定としていたため、第6期では第1段階のみの実施となりました。

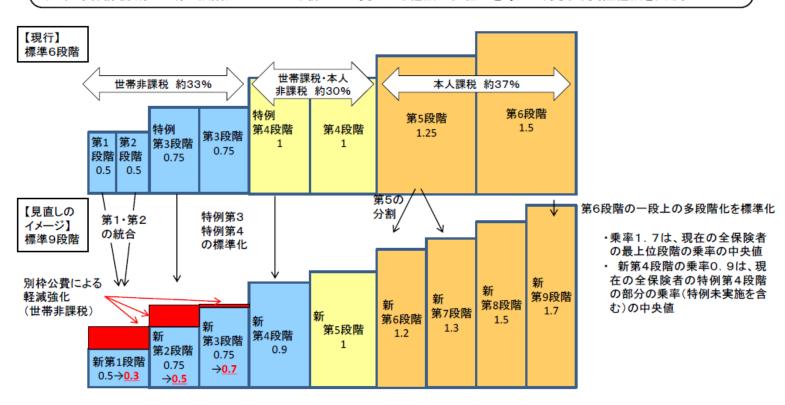
(単位:円)

段階		率 月額(円)		年額(円)	
第1段階	標準	0.5	2, 635	31, 620	
牙 I 权陷	軽減後	0. 45	2, 372	28, 464	

※ 第6期における保険料改定イメージ図(第6期計画策定当時)

第6期の介護保険料の見直しについて

- ○所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税 所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
- ○なお、現在と同様、引き続き保険者の判断による弾力化を可能とする。
- 〇 世帯非課税(第1~第3段階)については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図る。



(参考) 第6期介護保険事業計画期間における賦課収納状況

(単位:円)

		特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
	亚比 07 左连	特別	5, 220, 151, 736	5, 220, 151, 736	0	100.00	83, 429	90. 96		
	平成 27 年度	普通	524, 352, 121	444, 710, 901	79, 641, 220	84. 81	8, 291	9. 04		79, 641, 220
		全体	5, 744, 503, 857	5, 664, 862, 637	79, 641, 220	98. 61	91, 720	100.00		79, 641, 220
	滞納繰越分普通	徴収保険料	173, 004, 995	36, 466, 032	136, 538, 963	21. 08			44, 734, 420	91, 804, 543
		特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
第	平成 28 年度	特別	5, 398, 353, 620	5, 398, 353, 620	0	100.00	85, 513	91. 45		
6		普通	519, 079, 897	444, 245, 453	74, 834, 444	85. 58	8,000	8. 55		74, 834, 444
期		全体	5, 917, 433, 517	5, 842, 599, 073	74, 834, 444	98. 74	93, 513	100.00		74, 834, 444
	滞納繰越分普通徴収保険料		171, 226, 147	42, 607, 455	128, 618, 692	24. 88			42, 203, 866	86, 414, 826
		特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
	亚子 00 左连	特別	5, 569, 703, 352	2, 723, 822, 201	2, 845, 881, 151	48. 90	88, 621	93. 59		
	平成 29 年度	普通	453, 126, 979	216, 457, 286	236, 669, 693	47. 77	6, 069	6. 41		_
		全体	6, 022, 830, 331	2, 940, 279, 487	3, 082, 550, 844	48. 82	94, 690	100.00		_
	滞納繰越分普通	徴収保険料	161, 257, 370	25, 050, 189	136, 207, 181	15. 53%			_	_

※平成29年10月31日現在

(参考) 第5期介護保険事業計画期間における賦課収納実績

(単位:円)

		特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
	五十八 左左	特別	4, 708, 151, 511	4, 708, 151, 511	0	100.00	76, 782	90. 72		
	平成 24 年度	普通	473, 456, 565	395, 738, 884	77, 717, 681	83. 59	7, 852	9. 28		77, 717, 681
		全体	5, 181, 608, 076	5, 103, 890, 395	77, 717, 681	98. 50	84, 634	100.00		77, 717, 681
	滞納繰越分普通	徴収保険料	123, 665, 078	24, 928, 652	98, 736, 426	20. 16			30, 689, 729	68, 046, 697
		特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
第	平成 25 年度	特別	4, 852, 520, 329	4, 852, 520, 329	0	100.00	78, 840	90. 65		
5		普通	491, 652, 001	413, 373, 897	78, 278, 104	84. 08	8, 129	9. 35		78, 278, 104
期		全体	5, 344, 172, 330	5, 265, 894, 226	78, 278, 104	98. 54	86, 969	100.00		78, 278, 104
	滞納繰越分普通徴収保険料		145, 620, 289	32, 225, 082	113, 395, 207	22. 13			31, 028, 004	82, 367, 203
		特普別	調定額	収入済額	未納額	収納率(%)	保険者数(人)	特普割合(%)	不納欠損額	滞納繰越額
	平成 26 年度	特別	4, 984, 880, 498	4, 984, 880, 498	0	100.00	81, 036	90. 61		
	十成 20 千度	普通	526, 384, 503	444, 596, 289	81, 788, 214	84. 46	8, 402	9. 39		81, 788, 214
		全体	5, 511, 265, 001	5, 429, 476, 787	81, 788, 214	98. 52	89, 438	100.00		81, 788, 214
	滞納繰越分普通	徴収保険料	160, 600, 516	30, 234, 329	130, 366, 187	18.83			39, 086, 086	91, 280, 101

2 介護保険料に影響する全国的な制度要因

介護保険料を算定するにあたり、その基本的な考え方は、国の方針に則り、法令等に準拠した算出を行うこととなります。 第7期における介護保険料の算定に影響を与える全国的な制度上の主な変更点として、次のようなものがあげられます。

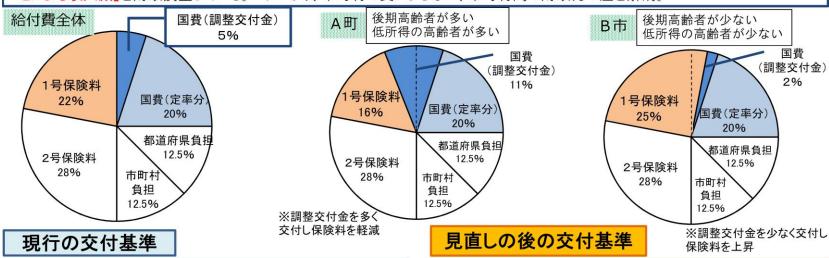
	項目	概 要	備考
1	第1号被保険者及び第2号被保険者の 負担率	第1号被保険者:第2号被保険者 23%:27%	第6期の負担率 22%:28%
2	調整交付金の算定方法変更に伴うもの	第1号被保険者に占める後期高齢者の割合が全国的に高くなると予測されており、特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して更に重点的に配分するもの	
3	介護報酬改定に伴うもの	介護報酬改定については、社会保障審議会介護給付費分科会 で審議中であり詳細については、未決定	給付費分科会で審議中
4	一定以上所得者の利用者負担の見直し	一定以上の所得がある第1号被保険者の利用者負担を3割と するもの	政令の改正により所得基準決定 (現時点、政令未公布)
5	第1号介護保険料の公費による保険料 軽減の強化	低所得者の保険料軽減のため、公費を投入するもの 公費財源(国 1/2、県 1/4、介護保険者 1/4)	現時点、軽減範囲は未定
6	介護離職ゼロに対する給付費増	介護離職ゼロを目標に介護基盤を整備するもの	
7	地域医療構想との整合に伴う給付費増	療養床削減に伴う介護保険施設への転換	
8	保険料段階について	第7~9段階に係る基準所得金額の変更	

調整交付金の算定方法変更に伴うもの

調整交付金の交付基準の見直し

現行制度の概要

国庫負担金25%のうち5%分を用いて、市町村間の「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いこ **とによる収入減**」を財政調整している。これにより、市町村の責によらない、市町村間の財政力の差を解消。



1. 後期高齢者と前期高齢者の比率

前期高齢者と後期高齢者では、要介護認定を受ける割合が大きく異なる ため、市町村間の前期高齢者・後期高齢者の比率を調整

- ·前期高齢者(65~74歳以上):認定率約4.4%
- ·後期高齢者(75歳以上) :認定率約32.7%
- ※ 後期高齢者の構成割合が大きい→給付費が増大→調整しなければ、保 険料が上昇

2. 被保険者の所得水準

高齢者の所得水準が相対的に低い市町村では、所得水準が高い市町 村に比べて、同じ所得の人であっても保険料は高くなるため、こうした所 得格差を調整。

平成30年度以降、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反 映させるため、交付基準の年齢区分を細分化。 また、激変緩和措置として、第7期計画期間(平成30年度~平

成32年度)においては、2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わ せる。

※所得水準は現行の調整方法を維持

従来: 2区分

①65~74歳 ②75歳以上



見直し案:3区分

①65~74歳、②75~84歳、③85歳以上

第7期計画期間 は2区分と3区分 を1/2ずつ組み 合わせ

9

(4) 一定以上所得者の利用者負担の見直し

見直し内容

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の 高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【六十年 李米/】

【利用者負担割合】 負担割合 年金収入等 340万円以上 $(\times 1)$ 年金収入等 280万円以上 2割 (% 2)1割 年金収入等 280万円未満

【对家者数】		J、負担増となる者 行制度の2割負担				
	\					
	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計		
受給者数(実績)	360	136	56	496		
3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16		
うち負担増 (対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)		
2 割色担(安建)	25	10		45		
2割負担(実績) 1割負担(実績)	35 325	10 126	2 54	45 451		
※介護保険事業状況報行] 34	731		

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、

3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

^{※1} 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単 身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当 5

^{※2 「}合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

⑤ 第1号介護保険料の公費による保険料軽減の強化

※被保険者数は平成27年10月1日現在の人口推計を基に算出

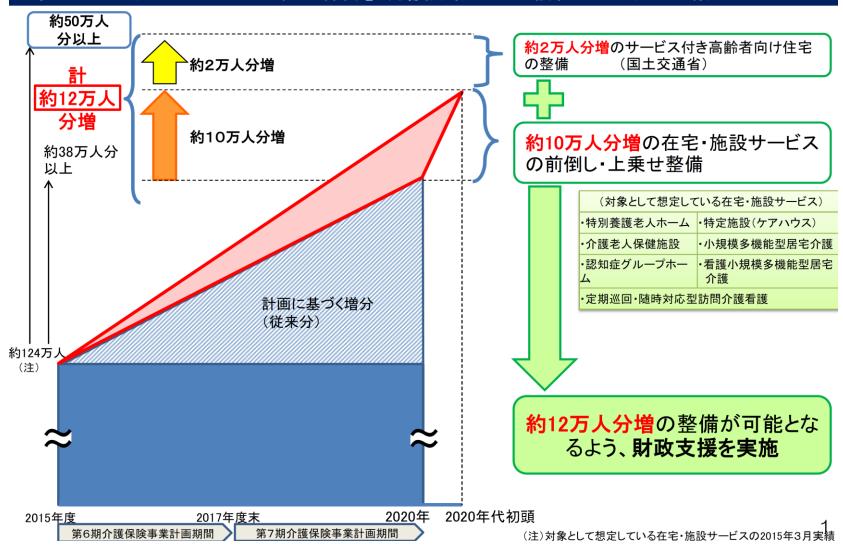
介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化 介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化 ②完全実施 ①一部実施(平成27年4月) 市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割) 第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち 【所要見込額 約1,400億円(公費ベース※)】 特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割) 【平成29年度予算額 221億円(公費ベース※)】 保険料基準額に対する割合 ※公費負担割合 第1段階 $0.45 \rightarrow 0.3$ 保険料基準額に対する割合 国1/2、都道府県1/4 第2段階 現行 0.75 → 0.5 第1段階 現行 0.5 → 0.45 市町村1/4 第3段階 現行 0.75 → 0.7 (保険料 市町村民税 本人が非課税 市町村民税 市町村民税 本人が課税 基準額× 世帯に課税者がいる 世帯全員が非課税 1.7 (65歳以上全体の約7割) (65歳以上全体の約3割) 1.5 月5.514円 1.3 (第6期(H27~H29)の全国平均額) 1.2 1.0 0.9 更なる保険料軽減を行い、その軽減分を公費により補填 0.75 65歳以上全体の約2割 0.7 0.5 第8 第6 第7 第3 第9段階 0.4 第4段階 第5段階 第2 段階 段階 段階 段階 0.3 段階 第1段階 収入 第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 第5段階 第6段階 第7段階 第8段階 第9段階 生活保護被保護者 世帯全員が市 <u>本人が</u>市町村民税<mark>非</mark> 本人が市町村民税非 市町村民税課 市町村民税課 市町村民税課 市町村民税 世帯全員が市町 課税(世帯に課税者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢 町村民税非課 課税(世帯に課税者が 税かつ合計所 税かつ合計所 税かつ合計所 課税かつ合 村民税非課税か 福祉年金受給者 税かつ本人年 がいる)かつ本人年金 得金額120万 得金額120万 得金額190万 計所得金額 つ本人年金収入 いる)かつ本人年金収 世帯全員が市町村民税非課税かつ本 金収入120万 入等80万円以下 収入等80万円超 円未満 円以上190万 円以上290万 290万円以 等80万円超120 人年金収入等80万円以下 円招 円未満 円未満 万円以下 240万人 240万人 540万人 440万人 370万人 270万人 650万人 410万人 270万人

※保険料段階は平成27年度からの新段階で表示

※具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定

⑥ 介護離職ゼロに対する給付費増

第3の矢. 「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(前倒し・上乗せ整備のイメージ)



⑦ 地域医療構想との整合に伴う給付費増

見直し内容

- ○今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護二一ズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な 重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、 新たな介護保険施設を創設する。
- 〇病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、 <u>病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できる</u> こととする。
機能	要介護者に対し、 <u>「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」</u> を <u>一体的に提供</u> する。(介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施 設として法的に位置づける。)
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

- ☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとし、平成35年度末までとする。
- ※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

3 介護保険料に影響する佐賀中部広域連合における施策要因

前述のとおり、第7期における介護保険料を算定するにあたっては、国の方針に則り、政令等に準拠した算出を行うこととします。 これに付して、保険料算定に影響を与える佐賀中部広域連合における要因として次のようなものがあげられます。

	項 目	概 要	備考
1	第1号被保険者数の増加	第7期における平均値 (推計値) 97, 407人	第6期事業計画策定時の平均値 (推計値) 93,130人
			(実績値) 92,992人
2	保険料段階について	第6期における上位所得者への負担増の継続(施策)	次頁:対照表
2		第7~9段階に係る基準所得金額の変更(制度:再掲)	
(3)	 給付費基金取崩し	基金を取崩し、第7期における保険料収納額の一部にあ	
3	和刊貝基並以朋し	て、保険料の上昇を抑える	
		・認定者数(受給者数)の増加	増床数については佐賀県と協議中
4	総給付費の伸び	・居住系施設の増床	

■ 保険料段階の比較(第6期及び第7期)

第6期事業計画における保険料段階					
段階	要件	料率			
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税及び 世帯全員非課税・年金+所得が80万円以下	0.5			
第2段階	世帯全員非課税で年金+合計所得が 120 万円以下	0.75			
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0.75			
第4段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で年金 +所得が80万円以下	0.9			
第5段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で上記 を除く	1			
第6段階	本人課税所得が 120 万円未満	1. 2			
第7段階	本人課税所得が 120 万円以上 190 万円 未満	1. 3	変更		
第8段階	本人課税所得が <u>190 万円</u> 以上 <u>290 万円</u> 未満	1.5	変更		
第9段階	本人課税所得が <u>290 万円</u> 以上 400 万円未満	1.7	変更		
第 10 段階	本人課税所得が 400 万円以上 600 万円未満	1.9	継		
第11段階	本人課税所得が 600 万円以上	2. 1	続		

第7期事業計画における保険料段階(予定)						
段階	要件	料率				
第1段階	生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税及び 世帯全員非課税・年金+所得が80万円以下	0. 5				
第2段階	世帯全員非課税で年金+合計所得が 120 万円以下	0. 75				
第3段階	世帯全員非課税で上記を除く	0. 75				
第4段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で年金 +所得が80万円以下	0.9				
第5段階	本人非課税(世帯内に課税者がいる場合)で上記 を除く	1				
第6段階	本人課税所得が 120 万円未満	1.2				
第7段階	本人課税所得が 120 万円以上 200 万円 未満	1.3				
第8段階	本人課税所得が <u>200 万円</u> 以上 <u>300 万円</u> 未満	1.5				
第9段階	本人課税所得が <u>300 万円</u> 以上 400 万円未満	1.7				
第 10 段階	本人課税所得が 400 万円以上 600 万円未満	1.9				
 第11段階	本人課税所得が 600 万円以上	2. 1				